平成２４年（フ）第５８６号
神戸市須磨区行幸町２丁目１番25号　メゾン・ヌーベルみゆき303号
債務者　石村　りゑ
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８８号
神戸市北区幸陽町１丁目18番地　エスペランス幸陽台820号
債務者　山城　　哲
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３３号
神戸市長田区丸山町１丁目５番３号　赤土文化２階奥
債務者　松本　良子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９号
鳥取県倉吉市山根434番地３　サンライズ東201号室
債務者　平野　辰広
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第２９号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字門田1271番地６
債務者　米本　哲也
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第７８号
福岡県田川郡添田町大字庄2548番地の１
債務者　靏野　　勝
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１１２号
北海道苫小牧市啓北町２丁目８番17号
債務者　佐藤　孝子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１１３号
北海道苫小牧市新開町１丁目１番17―201号
債務者　端　貴美代（旧姓村口）
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１７５８号
埼玉県上尾市大字領家87番地２
破産者　株式会社宏和製作所
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５２号
茨城県水戸市小吹町1183番地の１
破産者　株式会社ブレスト
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１０４号
北九州市小倉北区米町１丁目３番１号
破産者　財団法人北九州ケーブルビジョン
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２０９号
北九州市小倉北区三萩野１丁目７番６―602号
破産者　有限会社桂舟
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３２１３号
札幌市西区発寒17条３丁目４番７号
破産者　有限会社ねぎや
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８９７号
北海道江別市篠津567番地１
破産者　有限会社グリーンヤード橋
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４６号
富山県高岡市大源寺１番地37
破産者　株式会社パジャドール
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第８６８０号
大阪市中央区南本町４丁目２番20号
破産者　株式会社ローズネット
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８１５号
堺市北区長曽根町3080番地30―602号
破産者　株式会社メタック
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
神戸市中央区海岸通１丁目２番19号東洋ビル５階
破産者　ビージーフーズ株式会社
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６０号
兵庫県高砂市曽根町2393番地の10
破産者　株式会社六華
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３９号
岡山市北区下中野305番地９
破産者　山根　詔正
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部